

重 要

事 務 連 絡
令和7年6月26日

会 員 各 位

一般社団法人茨城県トラック協会

令和7年度各種助成事業のご案内

平素は、当協会の事業運営に特段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の各種助成事業につきまして、別紙概要の通り決定しましたので取り急ぎご案内致します。

なお、各種助成事業の詳細は、茨ト協ホームページまたは茨城トラック情報7月号同封の「助成事業のご案内」をご参照下さい。

記

導入(取得)期間	申請期限	振込日
4月1日(火)～8月31日(日)	10月31日(金)	11月末
9月1日(月)～11月30日(日)	1月9日(金)	1月末
12月1日(月)～3月15日(日)	3月16日(月)	3月末

※振込日は都合により変更する場合がありますので、予めご了承ください。

・申請要件

- 1 各助成事業の対象は、会費未納がない会員事業者とします。
- 2 上記期限は、事業に係る支払等が完了し申請書類一式を提出する期限とします。なお、上記期限内であっても、全ト協、茨ト協、各々の予算額に達した時点で受付を終了します。
- 3 前年度事業（令和6年度分）を持ち越しての申請は出来ません。また、令和8年3月16日～3月31日までの期間は、助成対象外となりますので予めご了承ください。

・申請書作成の注意点

- 1 助成対象となる価格（費用）は、全て消費税を除いた額とします。
- 2 申請額については、茨ト協のみの額を記入してください。（全ト協より協調助成のある事業は、協会で一括して申請します）なお、行政からの指導によ

り、訂正印等による申請額の訂正はできませんのでご注意ください。

- 3 提出期限までに申請書の提出が間に合わない、支払いが間に合わない等の場合は、事前に必ず協会までご相談ください。
- 4 県内に複数拠点を有する事業者については、原則として本社または県内を統括する支店等が取りまとめの上、申請書を作成してください。

・前年度からの変更点

- ① 安全装置等導入促進助成事業において、側方衝突監視警報装置を新たに対象へ追加し、側方視野確認支援装置の全ト協協調助成の廃止。
- ② 働きやすい職場認証取得助成において、全ト協の協調助成の廃止。
- ③ 運転免許取得助成において、大型免許に対する助成額を150,000円、準中型免許（新規）に対する助成額を50,000円、準中型免許（解除）に対する助成額を30,000円にそれぞれ増額し、特例講習（100,000円）を新たに対象へ追加。
また、1事業者あたりの限度額を800,000円に増額。
- ④ 感染症予防対策助成事業を廃止。

【本件に関する問合せ先】

茨城県トラック協会 業務部 TEL 029-303-6363

ホームページ <http://www.ibatokyo.or.jp/>「会員専用ページ」→「助成金情報」